JP54OT3V	東京湾（浦賀水道、中ノ瀬）	15分	航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP54P6SF	東京湾	15分	指定海域、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			

JP54OT3V	東京湾（浦賀水道、中ノ瀬）	15分	航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP54P6SF	東京湾	15分	法第25条第２項の経路
（略）			

官　庁　発　表

官　庁　事　項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年２月１日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　前書き中「、人事院規則１－54（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則）」を削る。

第２項中第２号の２を削り、第２号の３を第２号の２とする。

第２項第13号（４の２）中「第４条第５項第１号」を「第４条第４項第１号」に改める。

第２項第13号の２中⑻及び⑼を削り、同号⑽中「附則第11条」を「附則第８条」に改め、同号中⑽を⑻とする。

２　この決定による改正は、平成30年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－144（平成30年４月１日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成30年２月１日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９－144（平成30年４月１日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第１条第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

二　規則第２条第２号ロ、第４号、第５号若しくは第７号又は第３条第２号、第３号ロ、第５号ハ、第６号若しくは第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

三　規則第３条第８号の規定に基づき、号俸を調整する職員について承認すること。

四　規則第４条の規定に基づき、別段の取扱いをすることについて承認すること。

３　委任の効力の発生する日

平成30年４月１日

４　平成27年人事院公示第３号、平成28年人事院公示第１号、平成28年人事院公示第18号及び平成29年人事院公示第21号は、廃止する。

国　会　試　験

平成30年度衆議院法制局職員採用試験公告

平成30年度衆議院法制局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成30年２月１日　　衆議院法制局

１　試験の名称　衆議院法制局職員採用総合職試験

２　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

３　採用及び待遇

⑴　採用予定人員　若干名

⑵　採用予定年月日　平成31年４月１日

⑶　待遇　初任給は行政職給料表㈠２級１号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、法科大学院等の大学院修了者については学歴加算、社会人としての勤務経験を積んだ者については経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

４　受験資格

⑴　受験資格

①　昭和63年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者

②　平成９年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ａ　大学を卒業した者及び平成31年３月までに大学を卒業する見込みの者

ｂ　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

５　試験内容

⑴　第１次試験

①　試験日　平成30年４月21日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　基礎能力試験（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能並びに社会、人文及び自然に関する一般知識）（多肢選択式）

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学）（多肢選択式）

④　合格者発表　平成30年４月25日（水）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑵　第２次試験（第１次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成30年６月２日（土）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法（１題）、行政法（１題）、民法（１題）

ｂ　面接試験　なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④　合格者発表　平成30年６月15日（金）以降、各人に合否を郵便で通知する。